

外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
目次	外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について…… <u>2</u> 外国為替証拠金取引のリスクについての説明 …… <u>4</u> 外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて…… <u>6</u> 外国為替証拠金取引の手続きについて…… <u>23</u> 外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 …… <u>25</u> 弊社の概要について…… <u>28</u> 外国為替証拠金取引に関する主要な用語 …… <u>30</u>	外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について…… <u>1</u> 外国為替証拠金取引のリスクについての説明 …… <u>3</u> 外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて…… <u>5</u> 外国為替証拠金取引の手続きについて…… <u>23</u> 外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 …… <u>24</u> 弊社の概要について…… <u>27</u> 外国為替証拠金取引に関する主要な用語 …… <u>28</u>
外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について	7. 弊社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、弊社は弊社の所定の金融機関との間でカバー取引を行っております。 カバー取引先（平成 20 年 10 月 <u>27</u> 日現在） ドイツ銀行 （Deutsche Bank AG） 銀行業/ドイツ連邦金融監督局 ゴールドマン・サックス証券株式会社 （Goldman Sachs Japan Co.,Ltd.） 証券業/日本 金融庁 バークレイズ銀行 (Barclays Bank PLC) 銀行業/イギリス金融庁 株式会社三井住友銀行 （Sumitomo Mitsui Banking Corporation） 銀行業/日本 金融庁 ドレスナー・クラインオート証券会社東京支店	7. 弊社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、弊社は弊社の所定の金融機関との間でカバー取引を行っております。 カバー取引先（平成 20 年 10 月 <u>6</u> 日現在） ドイツ銀行 （Deutsche Bank AG） 銀行業/ドイツ連邦金融監督局 ゴールドマン・サックス証券株式会社 （Goldman Sachs Japan Co.,Ltd.） 証券業/日本 金融庁 バークレイズ銀行 (Barclays Bank PLC) 銀行業/イギリス金融庁 株式会社三井住友銀行 （Sumitomo Mitsui Banking Corporation） 銀行業/日本 金融庁 ドレスナー・クラインオート証券会社東京支店

	(Dresdner Kleinwort(Japan)Limited Tokyo Branch)証券業/日本 金融庁	(Dresdner Kleinwort(Japan)Limited Tokyo Branch)証券業/日本 金融庁		
2. 口座開設について	<p>(個人のお客様の場合)</p> <p>マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと、又は反社会的勢力の一員でないこと。</p> <p>— 「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、弊社が反社会的勢力と認めたものを含む。</p> <p>(法人のお客様の場合)</p> <p>マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと、又は反社会的勢力の一員でないこと。</p> <p>— 「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、弊社が反社会的勢力と認めたものを含む。</p>	<p>(個人のお客様の場合)</p> <p>マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと、又は反社会的勢力の一員でないこと。</p> <p>(法人のお客様の場合)</p> <p>マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと、又は反社会的勢力の一員でないこと。</p>		
12. 注文の種類	<table border="1"> <tr> <td>成行決済注文</td> <td> <p><u>その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時(決済に限る)に、お客様が決済注文を指示し、システムがその注文を認識したタイミングでの取引可能な価格がそのまま取引価格として取引が成立する成行での決済注文方法です。</u></p> <p><u>レ-トの変動が大きいときにはお客様が想定されている取引価格と乖離した価格で取引が成立する場合</u></p> </td> </tr> </table>	成行決済注文	<p><u>その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時(決済に限る)に、お客様が決済注文を指示し、システムがその注文を認識したタイミングでの取引可能な価格がそのまま取引価格として取引が成立する成行での決済注文方法です。</u></p> <p><u>レ-トの変動が大きいときにはお客様が想定されている取引価格と乖離した価格で取引が成立する場合</u></p>	(追加)
成行決済注文	<p><u>その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時(決済に限る)に、お客様が決済注文を指示し、システムがその注文を認識したタイミングでの取引可能な価格がそのまま取引価格として取引が成立する成行での決済注文方法です。</u></p> <p><u>レ-トの変動が大きいときにはお客様が想定されている取引価格と乖離した価格で取引が成立する場合</u></p>			

	<p>が ご ざ い ま す。</p>	
<p>17. 取引数量上限 (ポジション保有 の上限 / 注文数量 の上限)</p>	<p>但し、全決済(お客様が保有する全てのポジション又は通貨毎かつ売買別のポジションについて一括で決済の指示ができる注文方法)を行う場合、前述の注文数量の上限に関わらず一括で決済の指示を行うことが可能です。</p>	<p>但し、全決済(お客様が保有する全てのポジションについて一括で決済の指示ができる注文方法)を行う場合、前述の注文数量の上限に関わらず一括で決済の指示を行うことが可能です。</p>

<p>19. スワップポイント</p>	<p>通貨間の金利差が小さい<u>場合等</u>、売り買い共に支払となる場合があります。</p>	<p>通貨間の金利差が小さい<u>ときは</u>売り買い共に支払となる場合があります。</p>
<p>29. ロスカットルール</p>	<p>ロスカットルールとは、取引証拠金が証拠金維持率 20%(ロスカットライン)を下回った際に、損失の拡大を防ぐために、弊社の所定の方法により、強制的にお客様の保有するポジション(建玉)の全部を反対売買して決済する制度です。このとき証拠金維持率は下記の計算式により計算されます。</p> <p>証拠金維持率 = 有効証拠金 ÷ 取引証拠金</p> <p>有効証拠金 = 資産合計 + 評価損益金 (23.証拠金等に関する用語 をご参照下さい。)</p> <p>弊社は、原則として、証拠金維持率が適正の場合(50%以上)は 10 ~ 30 分毎にお客様の証拠金の状況等を確認いたします。かかる確認において、お客様の、証拠金維持率が 50%を下回ったことが確認された場合(以下、証拠金維持率が 50%を下回った口座を「危険口座」といいます。) においては、その後証拠金維持率が 50%以上となるまでの間、危険口座の場合は 1 ~ 2 分毎に当該危険口座の証拠金維持率の評価・確認を行うとともに、取引画面に危険口座である旨を表示してお客様に通知します。</p>	<p>ロスカットルールとは、取引証拠金が(証拠金)維持率 20%(ロスカットライン)を下回った際に、損失の拡大を防ぐために、弊社の所定の方法により、強制的にお客様の保有するポジション(建玉)の全部を反対売買して決済する制度です。このとき(証拠金)維持率は下記の計算式により計算されます。</p> <p>証拠金維持率 = 有効証拠金 ÷ 取引証拠金</p> <p>有効証拠金 = 資産合計 + 評価損益金 (23.証拠金等に関する用語 をご参照下さい。)</p> <p>弊社は、原則として、(証拠金)維持率が適正の場合(50%以上)は 10 ~ 30 分毎にお客様の証拠金の状況等を確認いたします。かかる確認において、お客様の、(証拠金)維持率が 50%を下回ったことが確認された場合(以下、(証拠金)維持率が 50%を下回った口座を「危険口座」といいます。) においては、その後(証拠金)維持率が 50%以上となるまでの間、危険口座の場合は 1 ~ 2 分毎に当該危険口座の(証拠金)維持率の評価・確認を行うとともに、取引画面に危険口座である旨を表示してお客様に通知します。</p>

また、弊社はかかる上記の取引画面における表示に併せて、ご登録いただいておりますメールアドレス宛に警告を促す電子メール(ロスカットアラート)を配信することがあります。ただし、ロスカットアラートは一取引日につき一度のみの配信となります。

さらに、証拠金維持率が 20%(ロスカットライン)を下回った場合には、弊社は、約款及び規程の定めに従い、弊社の所定の方法により、お客様の保有するポジション(建玉)を強制的に反対売買した上、決済された内容を、取引画面に表示してお客様に通知します。

なお、ロスカットによって、有効証拠金が 0 円を下回りお客様の口座に不足金が生じた場合には、お客様は不足金発生日の翌々営業日の午後 3 時まで当該不足金を外貨 ex 口座に差入れて頂く必要があります。

また、弊社はかかる上記の取引画面における表示に併せて、電子メールによりお客様に対して通知を行うことがあります。ただし、お客様は自己の責任において、取引画面にてポジション(建玉)の管理を行うものとし、お客様の事情によりこれらの電子メールが届かなかったとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

弊社ではロスカットルールを設けておりますが、最終的に急激な相場変動等により預り資産以上の損失を被り、当該不足金を追加で預託する義務が発生するおそれがあります。

さらに、(証拠金)維持率が 20%(ロスカットライン)を下回った場合には、弊社は、約款及び規程の定めに従い、弊社の所定の方法により、お客様の保有するポジション(建玉)を強制的に反対売買した上、決済された内容を、取引画面に表示してお客様に通知します。

なお、ロスカットによって、有効証拠金が 0 円を下回りお客様の口座に不足金が生じた場合には、お客様は不足金発生日の翌々営業日の午後 3 時まで当該不足金を外貨 ex 口座に差入れて頂く必要があります。

また、弊社はかかる上記の取引画面における表示に併せて、加えて電子メールによりお客様に対して通知を行うことがあります。ただし、お客様は自己の責任において、取引画面にてポジション(建玉)の管理を行うものとし、お客様の事情によりこれらの電子メールが届かなかったとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

弊社ではロスカットルールを設けておりますが、最終的に急激な相場変動等により預り資産以上の損失を被り、当該不足金を追加で預託する義務が発生するおそれがあります。

<p>外国為替証拠金取引の手続きについて</p>	<p>(8)その他 弊社からの通知書や報告書の記載内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義が生じた場合、遅滞なくその旨をサイバーエージェント FX お客様サービスセンターまで直接ご照会下さい。 外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは弊社にお尋ね下さい。 サイバーエージェント FX お客様サービスセンター 電話 : 0120-724-277 (平日) 午前 7 時 ~ 午後 11 時の間に承ります。但し、土日を除きます。 (祝日) 午前 9 時 ~ 午後 9 時の間に承ります。 e-mail : info@gaikaex.net (受付は 365 日承っておりますが、ご回答は弊社営業時間内となります。)</p>	<p>(8)その他 弊社からの通知書や報告書の記載内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義が生じた場合、遅滞なくその旨をサイバーエージェント FX お客様サービスセンターまで直接ご照会下さい。 外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは弊社にお尋ね下さい。 サイバーエージェント FX お客様サービスセンター 電話 : 0120-724-277 (平日) 午前 8 時 ~ 午後 11 時の間に承ります。但し、土日を除きます。 (祝日) 午前 9 時 ~ 午後 9 時の間に承ります。 e-mail : info@gaikaex.net (受付は 365 日承っておりますが、ご回答は弊社営業時間内となります。)</p>
<p>外国為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語</p>	<p>外国為替市場 (がいこくかわせしじょう) 為替取引は基本的に相対取引ですから、お客様と弊社の間で取引が行なわれれば、それも一つの「外国為替市場」を形成していると言えます。市場参加者の種類により、銀行をはじめとする金融機関中心の市場を特にインターバンク市場と呼びます。</p>	<p>外国為替市場 (がいこくかわせしじょう) 為替取引は基本的に相対取引ですから、お客様と当社の間で取引が行なわれれば、それも一つの「外国為替市場」を形成していると言えます。市場参加者の種類により、銀行をはじめとする金融機関中心の市場を特にインターバンク市場と呼びます。</p>